

香川県条例第1号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～250 略				1～250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	9,700円	251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	10,100円
252～374 略				252～374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 試料調製 食品・食品 原料分析 略	略 略	2,350円を超えない範囲 で規則で定める額	375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 その他 食品・食品 原料分析 略	略 1件 略	実費を基準として 知事が定める額
376～515 略				376～515 略			
515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料	略			515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料		1件	400円
515の3 法第15条第1項の建築工事届出済証		1件	400円				

明手数料			
515の4 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
522の2 法第52条第6項第3号の容積率に関する認定申請手数料		1件	27,000円
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
526の2 法第55条第3項の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
527 法第55条第4項各号の高さに関する許可申請手数料	略		
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

515の3 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
527 法第55条第3項各号の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

532の2 法第58条第2 項の高さに関する許可 申請手数料		1件	16万円
533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534~598 略			

備考
略

533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534~598 略			

備考
略

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。